

平成 25 年度 第 1 回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日時 平成 25 年 11 月 29 日（水）19：00～
場所 帯広市役所 10 階 第 6 会議室

（社会課長）

本日は、お忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは審議会開催にあたりまして、嶋野副市長よりご挨拶を申し上げます。

（嶋野副市長）

皆さんお晩でございます。委員の皆様におかれましては、公私なにかとご多忙のなか、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から市政執行にあたりまして、多大なるご協力と、ご助言を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

保健医療福祉に関します総合的な調査審議、あるいは保健福祉関係の各種計画の評価点検など委員の皆様方には重責を担っていただいております、改めて感謝を申し上げます。

帯広市におきましては、市民の多様なニーズを的確にとらえながら、第六期帯広市総合計画を初めといたしまして、個別の計画におきまして保健・医療・福祉施策につきまして、様々なご意見を頂戴しながら各種施策を展開してきているところです。

本審議会は保健医療福祉分野に深く関わりをお持ちの皆様にも、お集まりいただいております。

こうした帯広市の保健医療福祉政策につきまして、今後も様々なご意見をいただきながら、市民がより安心して生活できる街づくりを進めてまいりたいと考えております。

本日の次第では平成 24 年度の保健福祉部とこども未来部の決算報告が予定されています。

委員の皆様には多くのご意見、ご提言をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

（社会課長）

副市長におきましては、他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

〈社会課長より新任委員紹介〉

〈保健福祉部長、こども未来部長より職員紹介〉

1 開会

審議会委員 23 名中 19 名出席

配布資料一覧

資料 1 平成 24 年度第 3 回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料 2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料 3 保健福祉部・こども未来部管理職職員名簿

資料 4 平成 24 年度決算状況

資料 5 平成 24 年度主要な施策の成果

資料 6-1 新型インフルエンザ対策等行動計画見直しについて

資料 6-2 帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

資料 6-3 帯広市こども子育て支援事業計画の策定について

(社会課長)

それでは会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては堀会長よろしくお願いたします。

2 会議

(1) 平成 24 年度第 3 回帯広市健康生活支援審議会議事録の確認

(会長)

はじめに議題の(1)議事録の確認であります。

お手元の資料 1、前回の審議会の議事録の確認をいただきたいと思います。

以前からの方には既に送付してありますが、新しい方には今ここで見て意見と言うのも難しいと思いますが、これに関しまして何か質問などありますでしょうか。

【質疑応答 特になし】 承認

(会長)

では、この議事録はこの場でご確認いただいたあと、公開される予定になっております。

それでは、ご承認いただいたという事で公開させていただきます。

(2) 平成 24 年度保健福祉部・こども未来部決算、主要な施策の成果について
(会長)

続きまして議題の(2)平成 24 年度保健福祉部・こども未来部決算主要な施策の成果について、を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(保健福祉部企画調整監)

それでは平成 24 年度決算状況、および主要な施策の成果についてご説明させていただきます。

まず、はじめに資料の 4、平成 24 年度決算状況をご覧ください。

この資料では平成 20 年度から平成 24 年度まで 5 カ年の決算の推移を掲載しております。表の上段が一般会計、下段の表が介護保険会計となっております。

まず一般会計に関わる保健福祉部が所管します決算状況についてご説明いたします。

保健福祉部が所管いたします会計科目につきましては、民生費と衛生費からなっております。

民生費といたしましては主に民生委員やグリーンプラザに要する経費のほか、在宅高齢者や障害者を対象とする各種支援事業を利用した経費など、社会福祉費、医療給付費中の重度心身障害者医療給付費、そして生活保護費です。

また、衛生費につきましては、保健衛生や救急医療体制に要した経費などの、保健衛生総務費のほか、夜間急病診療費や予防費、保健福祉センター費からなる保健衛生費であります。

民生費と衛生費を合わせた決算額につきましては、二重線で囲ってあります欄に記載してあります。金額につきましては、245 億 4,964 万 594 円となっております。そのうち保健福祉部に該当する決算額は 159 億 8,211 万 1,407 円となっております。なお詳細につきましては、後ほど各部会の中で所管の決算状況について報告されると思いますので、ここでは主なものについて 23 年度対比を中心にご説明させていただきます。

保健福祉部の決算額を平成 23 年度と対比いたしますと、2.9%の微増となりました。これは昨年の灯油価格の高騰にともない、4 年振りに灯油引換券交付事業を実施したことによる社会福祉総務費の増のほか、障害者自立支援給付、障害者福祉サービスの対象者数の増加にともない障害者福祉費の増、生活保護費の扶助費の増などが要因となっております。

平成 20 年度との比較では全体で 34.9%の増となっております。またこの表の右上に、年度別の扶助費決算額の推移を載せております。

扶助費は生活保護費や障害者支援事業、子育て支援事業など社会保障制度の一環として支出される経費であります。この扶助費の一般会計の中で占める割合は年々増加してきております。

これは一般会計の総額そのものが緊縮財政にあるなかで、景気低迷の影響を色濃くうける生活保護費やサービス対象者数が増加している障害者福祉費、少子高齢社会を背景に社会保障を利用する経費が増加していることが要因となっております。

次に資料の下段は、介護保険会計の決算の推移を示しております。平成 24 年度の決算総額は平成 24 年度の欄の一番下の二重線で囲みをしているところをご覧ください。

総額 110 億 6,436 万 6,737 円となっております。内訳といたしましては、介護保険の運営にかかる総務費が 2 億 9,468 万 207 円。サービスの給付にかかわる保険給付費につきましては 104 億 2,976 万 1,791 円となっております。

介護保険制度につきましては高齢者人口の増加にともない介護サービス利用者が年々増加している状況にあるため、総額におきましては前年度比 6.1%の増となっております。

また、右下の表は介護保険料の推移を参考に示しております。平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期計画におきましては、従前の 10 区分から 11 区分に変更となっております。

保健福祉部の決算状況につきましては以上です。

(こども未来部企画調整監)

続きまして、こども未来部の決算状況についてご説明いたします。

こども未来部が所管します決算は、一般会計の民生費と衛生費からなっております。民生費といたしましては、社会福祉費中障害者福祉費のなかの児童にかかるサービスや、私立幼稚園就園奨励費、保育所・児童保育センターなどにかかる経費、母子福祉などにかかる経費、青少年の健全育成にかかる経費、児童会館にかかる経費などの児童福祉費と、医療給付費中乳幼児やひとり親家庭などの対象の経費です。

また、衛生費は保健衛生総務費中の妊婦・乳幼児健診などです。その決算額は、資料の中央付近のこども未来部欄に載っていますが、85 億 6,752 万 9,187 円となっております。この決算額を 23 年度と比較しますと、0.4%の減となっておりますが、その主な要因は、豊成保育所の移転改築の終了など、施設整備費などの減少によるものです。20 年度との比較では全体で 42.7%の増となっておりますが、これは主に児童手当ての制度改正によるものが大きな要因です。

以上が決算状況です。

(保健福祉センター副館長)

次に資料 5 の平成 24 年度主な施策の成果についてご説明をさせていただきます。

平成 24 年度の主な施策の成果のうち、第六期総合計画のまちづくりの目標のひとつでございます、健康でやすらぐまちの保健福祉部健康推進課関係分 1 ページから 3 ページまでについて、ご説明させていただきます。

また、資料 5 につきましては、主な各種事業の実施状況について記載をさせていただいておりますが、事業実施につきましては各部会の方で報告させていただきたいと思っておりますので、ポイントを絞り、ごく簡潔にご説明をさせていただきます。

なお 11 ページから 17 ページ、こども未来部に関わる分、それから 17 ページから 19 ページの、ともに学び地域のきずなを育むまちづくりにつきましては、こど

も未来部の方から、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料5の1ページをお開き願います。施策2-1、健康に暮せるまちづくりの施策2-1-1(1)健康づくりの推進ですが、保健福祉センターの利用状況を記載させていただきます。保健福祉サービスの中核的施設として、平成18年4月1日から供用を開始しておりまして、おおむね良好な利用状況となっております。

次に2ページに移りまして、(2)感染症対策の推進についてですが、季節性インフルエンザ対策としての受験生の補助、および65歳以上の高齢者への一部助成をおこなっております。また、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する助成制度については、良好な実施状況となっております。

次に3ページです。施策2-1-2医療体制の充実ですが(1)地域医療体制の充実、(2)救急医療体制の充実ですが、帯広市医師会様や十勝歯科医師会様のほか、各医療機関等のご協力のもと引き続き、救急医療体制の充実を図り、2次救急医療にかかる体制整備として、協力病院との連携に取り組んでいるところです。

以上が健康推進課関係分についてです。

(保健福祉部企画調整監)

次に社会課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課の関係分について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。政策2-2、やすらぎのあるまちづくりの、施策2-2-1地域福祉の推進(1)域福祉活動の充実ですが、グリーンプラザは高齢者、障害者、福祉団体等の活動拠点として整備され、おおむね利用状況は良好となっております。

次に施策2-2-2、高齢者福祉の推進です。5ページから6ページにかけまして、(1)高齢者の生きがいくくり、(2)介護予防の推進について、それぞれの記載のとおりの実施状況となっております。

次に同じく、6ページの(5)地域で支える仕組みづくりでは、認知症高齢者見守り事業としまして、認知症サポート養成講座を67回、認知症家族の集い、茶話会を12回開催し、認知症の正しい知識の普及啓発、家族への支援などをおこなっております。

次に7ページですが、施策2-2-3障害者福祉の推進の(1)障害者理解の促進ですが、指定地区におきまして、ノーマライゼーション理念の普及啓発などをおこなってまいりました。(2)日常生活支援の充実および、8ページの(3)自立した地域生活への支援の充実では、記載しておりますように、各種の障害者福祉サービスの円滑な提供や、支援事業の実施に努めてきたところです。

次に9ページ、施策2-2-4社会保障の推進の(1)介護保険制度の健全な運営ですが、本年3月末現在の被保険者数は帯広市の総人口16万8,678人に対し、65歳以上の第1号被保険者数は4万389人、総人口に占める第1号被保険者の割合は23.9%となり、23年度と比較しますと1,384人、率にしますと0.7%の増加となっております。

また、要介護認定状況ですが、平成24年度の要介護認定者数は合計で7,897人、

平成 23 年度と比較しますと 390 人の増加となります。

次にサービスの利用状況ですか、居宅サービスと地域密着型サービスの合計で、延べ 6 万 2,698 人、平成 23 年度比較で 3,448 人の増加、また施設サービスは延べ 1 万 2,445 人で、平成 23 年度比較で 233 人増加しています。

続いて、最終の 19 ページご覧ください。政策 7-1 互いに尊重し、思いやりのあるまちづくり、施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重では、アイヌの人達の福祉について記載のとおり民族・文化への理解と促進をはかるとともに、生活相談員による生活、健康等への指導・援助などを行ってきております。

以上が社会課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課関係分についてです。

(保護担当調整監)

保健福祉部関係の最後の説明ですが、10 ページ(2)の生活保護制度の適正な運用であります。

生活保護につきましては、景気低迷の長期化、高齢化、核家族化の進行を主な要因としまして、平成 11 年度以降保護者は増加を続けています。

平成 24 年度におきましては、表に記載のとおり、月平均世帯数で 3,811 世帯、平成 23 年度の対比で 153 世帯の増となっています。月平均の生活保護受給者数は 5,339 人、平成 23 年度対比で 180 人の増加です。

生活保護受給者に対しては、社会参加意欲や就労意欲を促す自立支援プログラム事業を実施しているところです。

内容につきましては、表の下に取組みなど記載してあります。

これで保健福祉部関係の説明は以上です。

(こども未来部企画調整監)

こども未来部にかかります、主要な施策と成果です。

11 ページ、政策 2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくりの、施策 2-3-1 子育て支援の充実では、(1)おやこの健康支援では、妊婦・乳幼児健康診査や、母子保健相談指導や、心の発達支援事業などのほか、食育推進事業などを実施したところです。

次に、12 ページ、(2)保育サービスの充実です。旧耐震基準で建設されていた公立保育所 5 ヶ所の耐震改修補強工事のほか、へき地保育所 2 ヶ所の耐震診断、またそのうち 1 ヶ所の耐震補強実施設計を実施したところです。

児童保育センターの整備では、栄児童保育センターの移転改築のほか、入所児童数の増加に伴いまして、柏・光南・青葉の児童保育センターの分室を設置いたしました。

保育サービスでは、新たに豊成保育所、依田保育所、青葉保育所で延長保育を開始いたしましたことから、全 26 の認可保育所すべてで実施になります。

また、豊成保育所におきましては、低年齢児の受け入れ枠を増やしたほか、一時保育を新たに開始しました。

13 ページ、(3)幼稚園教育の促進では、幼稚園振興補助や幼稚園就園奨励補助など、幼稚園への就園促進を図ったところです。

14 ページ、(4)地域での子育て支援の充実では、親子での保育参加事業や、あそびの広場事業、こんにちは赤ちゃん訪問などの子育て支援や、絵本との出会い事業など、地域市民のボランティアの協力のもと様々な育児支援をおこなったほか、障害のあるお子さんや、発達に不安のあるお子さんとその家族が気軽に相談でき、安心して地域で子育てができるよう関係機関との連携を強化するため、こども発達相談室を設置しました。

また、児童虐待防止に関する事業もあわせて実施しているところです。

15 ページ、16 ページの(5)子育て家庭への支援では、児童手当の支給・乳幼児等医療給付や、ひとり親家庭等医療給付・母子家庭等への自立支援などを実施したところです。

次に 16 ページから 18 ページにかけまして、施策 2-3-2 青少年の健全育成(1)青少年を育む環境の整備では、市内 20 校で放課後子ども教室などの子どもの居場所づくり事業の実施や、街頭指導や相談指導など青少年センター事業のほか、いわゆるニートに対する就労支援をおこなう、おびひろ地域若者サポートステーションに支援をしたところです。

(2)体験活動の促進では、地域子ども会リーダー宿泊研修などの事業を展開したところです。

(3)体験活動施設の整備・利活用では、児童会館の耐震補強工事を 24 年度、25 年度の 2 カ年で行っております。そのほか各種行事などをおこなったほか、野草園や岩内自然の村の運用をしたところです。

最後に 18 ページですが、政策 6-2 とともに学び地域のきずなを育むまちづくりでは、こども未来部と生涯学習部の 4 館連携事業として、引き続き様々な事業を実施しました。説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明に何かご質問、ご意見はございますか。

(委員)

介護保険と生活保護のところですが、介護保険に関しましては予算のところでは 104 億と給付のところが出ていますが、それから、生活保護のところでは 87 億。それで実際の生活保護のほうですと、帯広は月平均の世帯数と、それから、平均人員が出ていますが、これは国全体の割合に比べて比較すると、どのくらいでしょうか。だいたい平均と同じくらいなのか、あるいは少ないのか、多いのか。

もうひとつは介護のほうで、高齢化ですが帯広は 23.9%、これは 1% くらい国全体からすると低いように思うのですが、その中で介護サービスを実際に受けた方の割合を比較すると、どうなるでしょう。帯広というところで、全国の平均に比べて、どのくらいのところになるのでしょうか。

(保護担当調整監)

帯広市の場合の保護の状態と、全国と比較してどのくらいかのご質問に答えします。

人数的には全国の部分の把握はしておりませんが、帯広市で保護の状態をみますと、保護率というのがあります。その保護率が人口 1,000 人に対して、どのぐらいの割合で受けているかというのでいきますと、24 年度につきましては、全国平均で 1,000 人に対して 17 名。帯広市は 31.6 名となっております。

(委員)

かなり多いですね。

(保護担当調整監)

多いです。

全道と比較しましたら、全道の平均は 31.7 名で、全道平均と帯広市が同じくらいで、全国から見るとほぼその倍という状況になっています。

(介護保険課長)

介護保険に関します、全国との比較という部分では、全国の給付費もしくは認定者の数というのは、事業年報という形で現在公表されていますものが、冊子になって届いております。

今手元にあるのが平成 22 年度のものとなりますが、全国との比較という部分、認定者数でいきますと、第 1 号被保険者に対する認定者の割合ですけれども、全国でいきますと、第 1 号被保険者の 16.9% が介護認定を受けています。

帯広でいきますと 18.4%、介護保険制度発足以降、ずっと帯広は介護保険認定者数の割合が、全国・全道に比べて認定者の割合が高いです。高齢化率は低いですが、介護の認定を受けている方は高いという状況にあります。

給付費の部分なのですが、受給者 1 人あたりの 1 ヶ月あたりの金額、平成 22 年度の数字ですが全国でいきますと、13 万 8,000 円が平均の月額です。

帯広でいきますと 12 万 9,000 円、全国よりも 1 人あたりの介護サービスを利用している金額の部分が低いという傾向にあります。

資料で分析した結果、帯広は要介護 1 より介護度の軽い方、軽度の方の割合が全国・全道と比較しますと非常に多く、軽い方が多くて重い方が少ないという傾向にあります。認定者数は多いけれど、利用するお金は低いという傾向にあります。

(委員)

どうもありがとうございました。

(会長)

他にご意見はございますか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

なければ平成 24 年度保健福祉部・こども未来部の決算、主要な施策の成果について、を終了といたします。

3 帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の経過報告動向について

(会長)

「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画の経過報告動向について」をお願いします。

(保健福祉センター副館長)

それでは資料 6-1、帯広市新型インフルエンザ対策行動計画見直しについてというところでございます。

まず、はじめにこれまでの経過ですが、資料の左側に書いてありますが、平成 24 年の 5 月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法という国の法律が公布されまして、それに基づき 25 年 6 月、本年であります、国において新型インフルエンザ等対策政府行動計画が従来のものが改定されています。

帯広市におきましては、平成 21 年 9 月に帯広市新型インフルエンザ対策行動計画を策定していますが、今回の国の動きに合わせて、国や道との整合性のある対策を図れるように、見直しをはかるものです。

左側の下ですが、国の動向です。新型インフルエンザ等対策特別措置法、これが本年 4 月 13 日に施行しています。

その目的としまして、新型インフルエンザや、全国的に急速な蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図る、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康、国民生活及び経済におよぼす影響が最小とされています。これまでの行動計画との異なる点ですが、まず対策本部の設置が義務づけられています。条例化をおこなうということです。

次に緊急事態発生時の措置としまして、外出の自粛・催し物の制限の要請や指示、特定事業者や住民を対象とした予防接種の実施、医療提供体制の確保などが主な変更点になっています。

資料右側に移りまして、見直しにあたっての考え方です。

基本的な方針としましては、国と同じく感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。市民生活、市民経済におよぼす影響を最小とすることが、基本方針となっています。

行動計画の主な項目ですが、大きく 5 つにわけて想定しております。

1 つめは実施体制といたしまして対策本部の設置と施策の推進の分野です。

2 つめに情報収集・提供といたしまして、新型インフルエンザ等の情報収集と特定事業者及び市民への情報提供です。

3 つめが予防蔓延防止といたしまして、感染拡大防止の対策への市民への周知や新型インフルエンザ等の蔓延に関する措置です。

4 つめといたしまして予防接種ですが、これは特定事業者や市民の方々全ての方に予防接種を実施するというものです。

5 つめの社会経済機能維持につきましては、生活環境の保全や地域経済の安定などがあげられています。

今後、策定のスケジュールが右側の一番下になります。行動計画の策定の進め方でありましても、健康づくり支援部会において審議を得たあと、ご意見をいただきながら、関係機関との協議を経て、計画書をまとめて参りたいと考えております。

翌年2月には、健康づくり支援部会への行動計画書(案)をご説明させていただくと共に、保健福祉部の所管委員会であります厚生委員会での審議を得て、パブリックコメントを実施し、平成26年5月、新年度になります。厚生委員会での報告を経て成案としていきたいと考えております。

説明は以上です。

(会長)

今のインフルエンザではなくて、新型インフルエンザが出た場合の話ですが、なにかご質問やご意見はございますか。

(委員)

質問なのですが、2ページにインフルエンザのワクチンがございますね。

実際に中学3年生と高齢者を合わせると、だいたい2万人くらいですか、受けたことになっているんですが、このインフルエンザには新型は含まれているんですか。

(会長)

いいえ。新型ワクチンというのは新型が出た時に初めて出てくるので。

(委員)

これはいわゆる旧来型ということですね。

(保健福祉センター副館長)

2ページのインフルエンザの助成ですけれども、これにつきましては従来の季節型のインフルエンザに対する予防接種でございます。いま行動計画を作ろうというのは、それ以外に今までに出たことのない、新たなタイプのインフルエンザが流行した場合に、どういった対応をしていくかという行動計画を作ることです。

(委員)

今まで日本に新型の患者が、外か入ったとか、発生したとかはありますか。

(保健福祉センター副館長)

過去に、ここに書いてありますが 21 年に H1N1 型、菌についているタンパクによって種類が違いますが、H1N1 型という新しいタイプの新型インフルエンザが流行したのが一番大きな事例になります。

(委員)

その場合 H1N1 型のほかに、N5 とかいろいろありますけど、そういったものを混ぜたワクチンを打つんですか。

(保健福祉センター副館長)

いろいろなタンパクの形によって、タイプが出るわけですが、新型についてはどういったタイプが出て、それを分析して、それに対抗できるワクチンを製造して、そのワクチンを予防接種するということになりますので、発症してみないと、どういったタイプのものなのかは解らないです。

(委員)

実際に発症してから、それに対策をするということなんですね。

それからもう 1 つ、素人なのでよく解らないのですが、同じような名前でも鳥インフルエンザというのがありますが、それはまた別のですか。

(保健福祉センター副館長)

鳥インフルエンザにつきましては、野鳥ですとか、鳥が体の中に持っているインフルエンザでありまして、それが鳥から人にうつるようなかたちです。今年も中国でもありましたが、鳥から人にうつり、更に人から人へうつることがありましたら新型のような扱いになってくるのかと思います。

(委員)

そうですか。どうもありがとうございます。

(会長)

他にご意見、ご質問はございますか。

(委員)

計画の基本方針の④の予防接種の中に、特定事業者という表現があるんですけど

も、この事業者の範囲がどのようなものを指すのか教えていただきたいと思います。社会福祉施設もあれば、サービス付きの高齢者住宅等とあるかと思うんですけども、どの辺までをイメージしているのか教えてください。

(保健福祉センター副館長)

特定事業者につきましては、国のインフルエンザ等対策特別措置法などで定められておりまして、具体的に申しますと、医療機関、それから電気ガス、それから鉄道事業者、もっぱら国民の生活に一番身近な部分の事業者を示しております。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にございませんか。

【特になし】

(会長)

なければ本議題を終了いたします。

4 帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

5 帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(会長)

それでは議題の4番、帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正と、議題の5番、帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定については、関連がありますので一括して議題といたします。

それでは事務局、説明をお願いします。

(こども課長)

帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について、ほか意見を一括してご説明申しあげます。

まず、資料6-2をご覧くださいと思います。改正の内容につきましては、平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法に基づく帯広市の子ども・子育て支援事業計画の策定に関わる審議を、当審議会で行うため、第2条にございます児童育成部会の所掌事務、ならびに第3条にございます専門部会にあります委任事項に、帯広市子ども・子育て支援事業計画を追加するよう、運営要領を改正するものでございます。

続きまして、資料6-3をご覧くださいと思います。帯広市子ども・子育て支

援事業計画の策定についてご説明を申し上げます。はじめに計画策定の目的ですが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、本市の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に起用できるよう、さまざまな施策を推進するものとしております。

つぎに2番目の計画の性格でございますが、国の基本指針を基に策定するもので、第六期帯広市総合計画分野計画であります、おびひろこども未来プランのうちの、子育て支援に関する施策との整合性を図ってまいるものです。

つぎに3の計画の内容ですが、教育・保育を提供する区域を設定し、その量の見込みですとか、提供体制の内容、実施時期などを年度ごとに定めるほか、幼児期におけます学校教育保育や、子育て支援の役割と推進方策などをまとめてまいるものです。

次に4の計画の期間ですが、この計画につきましては5年を1期とするもので、子ども・子育て支援法の本格施行が予定されております平成27年度から平成31年度までの5年間としているところです。

最後に5の計画策定のスケジュールですが、計画の策定及び取りまとめにつきましては、只今議題としてご提案させていただきました運営要領の改正に基づきまして、児童育成部会におきまして審議をいただくなかで計画素案をまとめまして、平成27年2月に開催予定の審議会におきまして、計画案をおはかりする予定となっております。

平成25年度におきましては、就学前の子どもがいる家庭を中心に、アンケートを実施し、その分析をおこなうほか、関係機関や団体の現場にいる方を含め、ご意見を聞き、ニーズの把握などをおこなっていきたいと思います。

そして、平成25年度後半から平成26年度前半までに、概ねの計画をまとめまして途中、北海道が同じように策定します計画との整合性を図るうえで、随時協議をおこなっていくほか、パブリックコメントなどを経て平成26年度中に策定する予定としています。

以上が帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について、それと帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明です。

(会長)

これに関して、ご質問ご意見はございますか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

意見がなければ、帯広市健康生活支援審議会運営要領を改正し、帯広市こども子育て支援事業計画は児童育成部会に審議をいただくものとしたします。

その他について、を議題といたしますが事務局お願いいたします。

(社会課長)

特にございません。

(会長)

では他にご意見やご質問もないようですので、これで議題を終わります。

4 閉会

(会長)

次に専門部会が控えておりますので、本日の審議会は、これで終了といたします。
なお事務局より、連絡事項お願いいたします。

(社会課長)

それでは3点ほどご連絡をいたします。

まず、次回の審議会の開催でございますが、2月中旬頃を予定しております。
近づきましたら改めてご案内を、お送りさせていただきますので、よろしく願い
いたします。

この後10分ほどお時間をいただきまして、8時5分から各専門部会の開催をい
たします。

地域医療推進部会は、第2会議室。

健康づくり支援部会は、第4会議室。

児童育成部会は、第5会議室A。

高齢者支援部会は、第5会議室Bとなっておりますので、それぞれ所属部会の会場
に移動をお願いいたします。

なお、障害者支援部会はこの会議室、会場で机を並べ変えて開催をいたしますの
で、ロビーに出てお待ちいただければと思います。連絡事項は以上です。

(会長)

では本日はこれで閉会といたします。ご苦勞様でした。